

平成 31 年 1 月 1 日
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

会長 今井 康夫

消費税率引上げに対する JIMGA 方針

先般、政府は平成 31 年 10 月 1 日からの消費税率の引上げ（8%→10%）を行う方針を表明しました。当協会では、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引き上げ（5%→8%）の際に、平成 25 年 10 月 1 日施行の「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」

（以下「特別措置法」といいます）に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、当協会の会員のとるべき転嫁の方法及び価格の表示方法等の基準を定め、公正取引委員会に届出を行うとともに、税の適正な転嫁を推進し業界としての社会的責任を果たしていかなばならないと考え、消費税率引上げに関する声明を発表しました。また、当協会の会員が消費税を適正に転嫁できるよう、各地域本部に消費税地域調査会を設置し、消費税の適正な転嫁を阻害する違反行為発生の有無等について継続的に調査を行ってきました。

特別措置法は消費税率の引上げに当たり、事業者間で円滑かつ適正に税の転嫁が行われることを狙いとして制定された法律であり、消費税の転嫁拒否等の行為や消費税の転嫁を阻害する表示などを禁止しています。しかしながら、平成 26 年 4 月 1 日の消費税引上げ以降、買ったときやいわれなき減額要請等の違反事例は後を絶たず、これまでに 4,000 件を超える指導、勧告事例が公開されていることから、今回もまた、消費税率引上げに際し、合理的な説明の無い価格低減要請や消費税の全部または一部を差し引いた価格での納入を強要する事例などの発生が懸念されます。

当協会は、社会インフラの一端を担い、重要な責務を持つ業界団体として、かつまた適切に税負担を担うべき事業者として、特別措置法の趣旨に基づき行動することこそ国家社会の要請にかなうものと確信します。

したがって、当協会は、今般の消費税率の引上げに当たり、当協会の公正取引委員会に届出した基準（効力期限は平成 33 年 3 月 31 日まで）及び特別措置法に則り、会員は、遵法精神のもと一致団結して消費税を適正に転嫁すべく「減額、買ったとき、商品購入・役務利用又は利益提供の要請、本体価格での交渉の拒否、報復等の行為をしない、させない」ことを改めて確認し、断固たる決意をもって取り組んでいくこととします。

以上